

令和6年第3回筑紫野市農業委員会総会
議事録

令和 6年 3月 7日
筑紫野市役所 505会議室

1 開会日時及び場所 令和6年3月7日 午後3時00分
筑紫野市役所（505会議室）

2 閉会日時 令和6年3月7日 午後3時45分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

石橋利晴、砥綿浩行、井上和俊、藤木正文、中山榮二、田川好明、高山スミ子、
天本京子、萩尾博道、八尋雄二、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾利光、稗田康生、井上ユキエ、平山厚、藤田満弘、八尋洋一、
澤田隆茂、大野正博、岡部清光

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 安樂 鉄平

事務局農地担当係長 黒屋和孝

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 吉田 和矢

5 会議に付した事項

農地

報告第	48号	農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について
報告第	49号	公共工事に係る農地の一時利用届出について
報告第	50号	農地を改良する届出について
報告第	51号	農地法施法規則の規定による届出について
報告第	52号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出について
報告第	53号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出について
議案第	47号	農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について
議案第	48号	非農地証明願について

農政

議案第	32号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転について
議案第	33号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

令和6年第3回筑紫野市農業委員会定例会

○議長：お待たせしました。時間前ですが、おそろいになりましたので始めていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第3回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。署名委員には2番委員の砥綿委員さん、それから7番委員の高山委員さん、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に従って審議を行いますので、よろしくお願いいたします。資料はありますか。お持ちでない方があったら教えてください。

それでは、まず行きます。1ページをお開けください。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動届出に関する件を報告いたします。

報告第48号、議案書のとおり農地の権利移動届出が4件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明に代えさせていただきます。

番号1、届出者、福岡市南区□□、□□。届出地の表示、□□。地目及び地積に関しましては、田2,704平米、合計2,704平米。届出の事由は相続で、備考欄にありますように、あっせんの希望はなしでございます。

続けて、番号2、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、外8筆。地目、地積に関しましては、田1万5,388平米、合計1万5,388平米でございます。届出の事由は相続。備考欄にありますように、あっせんの希望はなしでございます。

番号3、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、外1筆。地目、地積は、畑856平米、合計856平米でございます。届出の事由は相続。あっせんの希望はなしでございます。

番号4、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、外2筆。地目、地積に関しましては、田5,303平米、合計5,303平米。届出の事由は相続。備考欄にありますように、あっせんの希望はなしとなっております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件について質疑のある方、よろしくお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、本件に関する報告を終わります。

2ページをお開けください。

公共事業に伴う農地の一時利用届出に関する件を報告いたします。

報告第49号、議案書のとおり農地の一時利用届出が1件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、譲受人、久留米市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積は、田521平米、合計が521平米でございます。登記簿上は1,617平米のうちの521平米となっております。続いて、届出内容につきましては、利用目的が資材置場、□□の発注に係る道路工事のためとなっております。利用期間としては、令和6年2月6日から令和6年3月21日までとなっております。受付月日は令和6年2月1日でございます。

以上で報告を終わります。

○議長：ありがとうございます。

本件について質疑のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

それでは、3ページをお開けください。

農地を改良する届出に関する件を報告いたします。

報告第50号、議案書のとおり届出が1件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しては、田999平米でございますが、登記簿上は4,510平米あります。そのうちの999平米でございます。届出内容としましては、造成計画は盛土・整地。造成高が0.9メートル。法面処理は土羽。工事期間は令和6年2月12日から令和8年8月1日までとなっております。理由としましては耕作利便のためということで、あと、備考欄にありますように、水利承諾書添付ということになっております。

以上で報告を終わります。

○議長：ありがとうございます。

本件につきまして質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、本件に関する報告を終わります。

4ページをお開けください。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づく同法施行規則第53条第11号の規定による届出に関する件を報告いたします。

報告第51号、議案書のとおり届出が1件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、届出者、久留米市□□、□□、□□。相手方、筑紫野市□□、□□、外1名。届出地の表示、□□、外3筆。地目、地積に関しましては、田3,322平米、合計3,322平米となっております。届出の理由としましては、適用条項第53条第11号ということになっております。

以上で報告を終わります。

○議長：本件について質疑のある方、お願いいたします。

どうぞ。

○委員：適用条項の第53条第11号というのはどういったもののでしょうか。知らないものですから、教えていただければ。

○事務局：こちらのほうが、電気通信事業に関する事業者が行う工事ということになっておりますので、九州電力ということになります。

○委員：九電。九電の鉄塔か何かですか。

○事務局：そうですね。

○委員：分かりました。

○議長：ほかにございませんか。

(なし)

○議長：ございませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

5ページをお開けください。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第52号、議案書のとおり農地の転用届出が1件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しては、畑319平米、合計319平米ございます。届出内容は、転用目的が店舗駐車場。構造規模は砂利敷き。工事期間は施工済みとなっております。なお、受付月日は令和6年2月21日ということです。

以上で報告を終わります。

○議長：ありがとうございます。

本件について質疑のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、本件に関する報告を終わります。

6ページをお開けください。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第53号、議案書のとおり農地の転用届出が1件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、譲受人、熊本県熊本市□□、□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、外5筆。地目、地積に関しては、田2,541平米、仮換地が1,886平米、合計が2,541平米でございます。届出内容としましては、転用目的がマンション売買。契約内容は売買。構造規模は鉄筋コンクリート造り。工事期間は施工済みとなっております。なお、受付月日は令和6年1月31日で、備考欄にもありますように、西口の土地区画整理事業地内の案件でございます。

以上で報告を終わります。

○議長：ありがとうございます。

本件について質疑のある方、お願いいたします。

これは業者から業者で農地なのですか。

○事務局：マンションを売るときには。

○議長：区画整理内ですからね。

○事務局：そうですね。一回一回しないといけないんです。

○議長：分かりました。何か御質問はございませんか。

(なし)

○議長：ありませんようですので、本件に関する報告を終わります。

それでは、7ページをお開けください。

議案第47号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。

1番につきまして、地区担当委員であります□□委員さん、よろしく説明をお願いいたします。

○職務代理：番号1、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□、外1筆。地積、田935平米、畑265平米、合計1,200平米。異動の内容、申請理由、相手方要望。契約内容、売買。

この方は新規就農者でありまして、去年の4月に申出があったんですけど、そのときにはちょっと後継者もない、営農計画も出ていなかったのでお断りをしておった案件です。実際調べてみましたら、農業は15年やっておられたし、野菜中心にトラクター、耕運機、草刈り3台持っておられます。

場所的には次のページ、8ページが位置図、□□のそばのところございまして、9ページに字図があります。□□というのと□□が今回の買われるところでございますが、その□□の横に□□とありますが、ここが自宅になります。隣接地でですね。今までは5,000平米の制限があり

ましたのですが、将来的にこれやり続けますねというのを何回も確認を取らせていただいて、後継者は娘さんと孫まで一応取り付けて、営農計画もびしっとつけてこられましたので、今回農業委員会で御審議いただくような形になったような次第です。中身的には問題ないんじゃないかというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、採決を行いたいと思います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、1番の議題につきましては原案のとおり可決することといたします。

では、2番に移ります。元に戻ってください。7ページです。

2番につきまして、地区担当であります□□番委員、□□委員さん、よろしくをお願いいたします。

○委員：2番の御説明をさせていただきます。譲受人、住所氏名、筑紫野市□□、□□。譲渡人、住所氏名、筑紫野市□□、□□様。それから、申請地の表示、□□。地積平米数は、田302平米、合計302平米。異動内容といたしましては、申請理由、相手方要望。契約内容は売買。

この方、□□さんといわれる方は□□さんのところが実家に当たりまして、10ページの位置図を見ていただきましょかね。□□から□□のほうに通っております□□から□□の圃場整備の中をずっと□□のほうに□□のほうに行きますと、ちょうどカーブになったところの、□□よりも50メートルぐらい手前の右側に位置しておりますけど、11ページが、黒塗りのところが今度□□さんに売買されるというところですけど、□□というのが□□さんの御主人□□さんが麦を借りて作ってあるそうなんですけれども、その横の□□さん名義のところの□□を□□さんが購入されるということで、現地を見に行きましたら少し盛土を、道高さに盛土がされてありましたけど、一応地目は田ということでありましたけれども、御審議のほどお願いいたします。

○議長：事務局より補足がありましたらお願いいたします。

○事務局：特段ございません。

○議長：それでは、本件について質疑、意見のある方、お願いいたします。ございませんか。

(なし)

○議長：それでは、ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

いはは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

では、12ページをお開けください。

議案第48号、非農地証明願に関する件を議題といたします。

3件ございますが、それぞれ行きたいと思います。1番につきまして、地区担当委員であります□□委員さん、よろしくをお願いいたします。

○委員：1番の御説明をさせていただきます。申請人、住所氏名、福岡市城南区□□、□□様。申請地の表示、□□、外3筆。地積平米数は、田266、畑1,538.91平米。申請内容、当該地は平成17年より耕作放棄地となっているため、現況は竹林・原野となっております。

この□□さんといわれる方がもう□□歳になられまして、遠方から管理に見えてありましたけれども、もう最近では来られないということで、一応非農地証明をお願いしたいということで今回申請がなされたわけですけれども、田んぼの266平米というのももう竹林で、もうどこが境か分からないような状態になっておりましたので、位置図につきましては、県道112号線の宝満橋を渡りまして□□のほうに向かいます。□□の□□のほうの圃場整備のところから右へ曲がって集落の中に入る、集落の入り口のところに位置しますが、字図につきましては14ページをお開きいただきますと、ちょうど□□の□□という□□のほうに行く道に面して、右側になりますけど、ちょうど集落の入り口になります。全体的に竹やぶがもう囲ったような状態になっております。もう管理をできないということで申請がなされたので、御審議をお願いします。

○議長：ありがとうございます。

事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：特段ございません。

○議長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、2番に移ります。

2番につきましては、地区担当委員であります□□番委員、□□委員さん、よろしくお願

たします。

○委員：番号2、申請人住所、筑紫野市□□、□□、□□。申請地の表示、□□。地積、畑316平米。

当該地は平成20年より耕作放棄地となっているため現在は雑種地となっていますということで、これは15ページの地図を見ていただくと分かると思いますけど、□□の前を通っているのが□□から□□に行っている□□ですね。この字図と書いてある入り口、ここが□□の水を管理しております□□の□□になります。ここの三差路の入り口が昔シャクナゲですごく有名だったところですが、ここに四、五軒の家があります。これから四、五百メートル入ったところに場所があるわけですが、現地を見ますともうほとんど雑種地というよりも竹林ですね。これがどうなるかということ、ここは災害危険区域で、多分今年の秋から砂防ダムの予定が入っていると思うんです。場所としてはもう雑種地で全然問題ないところで、審議のほどお願いしたいと思います。

○議長：ありがとうございました。

それでは、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：今、□□委員から説明がありましたように、こちらに県のほうが治山事業としまして砂防ダムを造るということで計画がなされております。砂防ダムは山林の中に造るものですから、地目が農地のままではいけないということで、今回、非農地証明を出して地目変更を行うということで届出が上がっております。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。いいですかね。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

では、3番に移ります。

3番について、地区担当委員であります□□番委員、□□委員さん、説明方よろしくお願ひいたします。

○委員：それでは、私のほうから説明をさせていただきます。3番目、申請人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地積、畑21平米。内容については、当該地は昭和43年より敷地の一部として利用しているため、現況は宅地となっております。これは、敷地の一部は住宅への進入

路として使用されてあります。

位置図については17ページをお願いします。17ページにちょうど真ん中ぐらいに字図で四角で囲んでありますが、その左側の上ぐらいがちょうど□□の□□になります。そして、下の18ページの字図ですが、この網かけしてある□□、そして、その下の□□が□□さんの自宅です。これは、その上に□□の山家に抜ける道がありますが、そこの道沿いで、この□□の網かけ部分については□□さんの家の進入路として昭和43年から使用してあります。舗装もしてありますし非農地証明が出ておりますので、よろしくをお願いします。

○議長：ありがとうございます。

それでは、事務局より補足がありましたらをお願いします。

○事務局：特にはございません。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方、よろしく願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、今から農政議案のほうに移りますので、地図の次のページをお開けください。

農政議案第32号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転に関する件を議題といたします。

農政担当者よりの説明をお願いいたします。

○農政担当：それでは、読み上げて説明させていただきます。

番号1、所有権移転を受ける者、□□、□□。住所、福岡市中央区□□。所有権移転をする者、□□。住所、□□。所在地、□□。地番、□□。登記地目、田。現況地目、田。台帳面積、2,992平米。農振区分、農用地。法律関係、売買。利用目的、水田として。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡しの時期は全て令和6年3月25日となっております。

以降につきましては記載のとおりでございます。お読みいただければと思います。こちらの3件につきましては、中間管理機構を通して売買を行う案件となっております。

件数につきましては、売買が3件の合計3件。筆数としましては、売買8筆、交換0筆の計8筆。面積の合計は6,804.34平米となっております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方、よろしくお願ひいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、お諮りいたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することといたします。

その先のページをお開けください。農政議案第33号に移ります。

農政議案第33号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定に関する件を議題といたします。

農政担当者よりの説明をよろしくお願ひします。

○農政担当：こちらを読み上げて説明させていただきます。

番号6-03-001、貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地番、□□。地目、田。面積、1,656平米。農振区分、農用地。利用権の種類、使用貸借。利用権の内容、野菜。開始の時期、令和6年3月11日。終了の時期、令和8年11月10日。期間、3年。備考、新規。

以降につきましては記載のとおりでございます。お読みいただければと思います。

最後に件数ですけれども、更新0件、新規4件、計4件。筆数につきましては、更新0筆、新規9筆の合計9筆。面積の合計としましては、合計1万2,772平米となっております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願ひいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、お諮りいたします。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することといたします。

では、一応議案が全部終わりましたので、以上をもちまして、令和6年第3回筑紫野市農業委

員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。